

議案第 8 9 号

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

指定管理者が不在となった場合、町による保育園の管理を可能とするため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「が行うものとする」を「に行わせることができる」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）、第 7 条ただし書及び第 8 条中「指定管理者」を「町長」に改める。

第 1 1 条の見出しを「(利用者負担額)」に改め、同条第 1 項中「規則で定めるところにより、児童運営費」を「規則で定める利用者負担額」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 2 条中「指定管理者は、町長の承認を得て」を「町長は」に

改め、「指定管理者の収入として」を削る。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者が管理を行う保育園における条例の適用）

第 1 3 条 第 4 条の規定により指定管理者が管理を行う保育園におけるこの条例の適用については、第 5 条、第 7 条ただし書及び第 8 条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「町長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て」と、「収受する」とあるのは「指定管理者の収入として収受する」と読み替えるものとする。

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第3条 略 (指定管理者による管理) 第4条 保育園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (町長 行う業務) 第5条 町長 は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)から(4) 略 第6条 略 (休所日) 第7条 保育園の休所日は、次のとおりとする。ただし、町長 が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。 (1)から(3) 略 (保育時間) 第8条 保育園の保育時間は、保育標準時間認定児(保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下この条において同じ。)を1日につき11時間までとされた児童をいう。)と保育短時間認定児(保育必要量を1日につき8時間までとされた児童をいう。)の区分に分けて町長 が定める。ただし、町長 が必要があると認めるときは、保育時間外においても保育することができる。 2 保育必要量の認定を受けていない児童に係る保育時間については、前項本文の規定にかかわらず、町長 が別に定める。 第9条及び第10条 略	第1条から第3条 略 (指定管理者による管理) 第4条 保育園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。 (指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者 は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)から(4) 略 第6条 略 (休所日) 第7条 保育園の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者 が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。 (1)から(3) 略 (保育時間) 第8条 保育園の保育時間は、保育標準時間認定児(保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下この条において同じ。)を1日につき11時間までとされた児童をいう。)と保育短時間認定児(保育必要量を1日につき8時間までとされた児童をいう。)の区分に分けて指定管理者 が定める。ただし、指定管理者 が必要があると認めるときは、保育時間外においても保育することができる。 2 保育必要量の認定を受けていない児童に係る保育時間については、前項本文の規定にかかわらず、指定管理者 が別に定める。 第9条及び第10条 略

(利用者負担額)

第11条 入所児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた児童を除く。)の保護者は、規則で定める利用者負担額を納付しなければならない。

(時間外保育の利用料金)

第12条 第8条第1項ただし書の規定により保育時間外に保育を行う場合においては、町長は、当該保育時間外に行う保育の利用料金を定め、収受することができる。

(指定管理者が管理を行う保育園における条例の適用)

第13条 第4条の規定により指定管理者が管理を行う保育園におけるこの条例の適用については、第5条、第7条ただし書及び第8条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「町長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て」と、「収受する」とあるのは「指定管理者の収入として収受する」と読み替えるものとする。

第14条 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 略

(児童運営費)

第11条 入所児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた児童を除く。)の保護者は、規則で定めるところにより、児童運営費を納付しなければならない。

2 前項の児童運営費の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準(当該児童が第6条第3号に掲げる児童である場合にあっては、法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準)により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

(時間外保育の利用料金)

第12条 第8条第1項ただし書の規定により保育時間外に保育を行う場合においては、指定管理者は、町長の承認を得て、当該保育時間外に行う保育の利用料金を定め、指定管理者の収入として収受することができる。

第13条 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 略

別表 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	3 <u>第6条第3号に掲げる児童に係る第11条第1項の児童運営費の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に掲げる額の合計額とする。</u> 別表 略
---	--